

公共的団体に関する法令

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(国・都道府県等の監督)

第16条 (第1項~第7項 省略)

第8項 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併関係市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るように努めなければならない。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(公共的団体等の監督)

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。(第2項~第4項 省略)

公共的団体の取扱いに関する考え方

1 公共的団体の定義

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合その他の協同組合、商工会等の経済団体、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の公共的活動を営むものは全て含まれ、法人格を持つかどうかは問わない。(行政実例 昭和24年1月13日)

2 「公共的団体の取扱い」として協議するもの

「公共的団体の取扱い」として協議する公共的団体等については、

- (1) 団体の設置について市町村が関与(補助)しているもの
- (2) 市町村の区域をもって設置する旨の法的根拠があるもの
- (3) 市町村の事業について大きく関与しているもの

に基づき、4町が合併することにより、公共的団体等として統合しなければならないもの、又は統合の必要があるものについて分類し、協議事項として協議する。

先進事例

篠山市

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

(1) 各町共通の団体について

ア 新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 郡単位の上級組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。

ウ 国・県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。

(2) 各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

西東京市

公共的団体等は、新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めることとする。

2市に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めることとする。

2市に共通している団体は、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。

2市に共通している団体は、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることとする。

2市に独自の団体は、現行のとおりとする。

さいたま市

共通の目的をもち、3市合併により一体性が必要とされる公共的団体については、特別の事情がある場合を除き、各団体の実績を尊重しながら、統合又は再編するよう調整に努めるものとする。

その他の公共的団体については、現行のとおりとする。(新市において再び加入する。)

あさぎり町

公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

各町共通の団体について

ア 新町との一体性を保つため、合併時に統合した方がよい団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。

イ 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

ウ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

各町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

【関係法令等】

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(寄附又は補助)

第232条の2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

補助金等の定義

補助金とは、国又は地方公共団体が各種の行政目的をもって、金銭その他のものを交付する行為であり、広義の補助金には法律法令上、当然に国又は地方公共団体が負担すべきものとされている負担金をも含むと解されているが、地方自治法第232条の2にいう補助金は恩恵的、援助的な目的を持って交付される狭義の意味での補助金を指すものと解される。

補助金の一般的な性格としては、

相当の反対給付を受けないものであること

交付を受けた相手方が利益を受けるものであること

交付された金銭について用途が特定されるものであること

等があげられる。

(第一法規「地方自治法実務辞典」より)

交付金とは、法令又は条例、規則等により団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において、当該事務の報償として受託団体等に交付するものをいう。

(ぎょうせい「地方公共団体歳入歳出科目解説」より)

先進事例

篠山市

各町の補助金・交付金等は、従来からの経緯、実情に配慮し、新市において検討するものとする。

- (1) 各町で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
- (2) 各町独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
- (3) 他の補助金に整理統合できる補助金については、統合の方向で調整するものとする。

東京市

2市の補助金については、その事業の目的、効果を総合的に勘案し、両市で進めてきた補助金の見直しの視点をふまえつつ、公共的必要性・有効性・公平性の観点から新市においても引き続き、そのあり方の検討を行う。当面、次のように取り扱う。

- (1) 両市で同一あるいは同種の団体に対する補助金は、団体の意向、協力を求めつつ統合等の推進も考慮し調整を図る。
- (2) 一方の市のみにある団体に対する補助金は、制度の経緯、実績をふまえ新市において調整を図る。
- (3) 両市で同一あるいは同種の事業に対する補助金は、制度の統一化に向けて調整を図る。
- (4) 一方の市のみで実施している補助金は事業の実績をふまえ、新市に移行後、市域全体の均衡を保つように調整を図る。

さいたま市

補助金・交付金等については、従来からの経緯、実情に配慮し、調整するものとするが、具体的には、新市において検討する。

- (1) 3市で同一あるいは同種の補助金については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。
- (2) 各市独自の補助金については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つように調整する。
- (3) 整理統合できる補助金については、統合するよう調整する。

東かがわ市

各種団体への補助金・交付金等の取扱いについては、合併時に廃止し、従来からの経緯、実情等に配慮し、新市において公共的必要性・有効性・公平性の観点から見直し、制度化を図る。

【関係法令等】

地方自治法(昭和22年法律第67号)

(使用料)

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第4項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(手数料)

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

(分担金等に関する規制及び罰則)

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下、本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。
(第2項以下省略)

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 (第1項~3項省略)

行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。
(第5項以下省略)

先進事例

さいたま市

- 1 使用料については、原則として現行のとおりとする。
ただし、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一する。また、必要に応じて緩和措置を講ずるものとする。
- 2 手数料については、3市におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に統一するものとする。

篠山市

使用料および手数料については、原則として現行のとおりとする。ただし、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平性の原則から適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。

- 1 幼稚園保育料については、西紀町及び今田町の例による。
- 2 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業許可申請手数料については、篠山町の例による。
- 3 保育所保育料については、国の保育料徴収基準額表を参考として、合併時に調整する。
- 4 国民健康保険直営診療所及び手数料については、篠山市の例による。

あきるの市

- 1 使用料は、当分の間、原則として現行のとおりとする。ただし、道路占用料については、秋川市の制度に統一する。なお、類似の施設等については、新市において調整する。
- 2 手数料は、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に考慮し、「負担の公平性の原則」により、統一に努める。

潮来市

使用料等については、原則的に潮来町の制度に統一することとした。ただし、牛堀町の公民館使用料等については、新たに定めるものとした。
手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとした。